

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

## 特集

専門工事業者と防ぐKYマンネリ  
有害要因の具体的把握が鍵

塩谷建設

## ニュース

小規模製造業へ集団指導実施  
厚労省 2000 事業場対象に講義形式で

## 新連載

安衛法まるかじり

尾添 博

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

No.2177

2013

1

1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21東京会  
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉正典

第144回

避難訓練で誤作動の非常ベルにあわて階段から落ち全身打撲

### ■ 災害のあらまし ■

複数の会社が入る10階建の雑居ビルで避難訓練が実施された。避難訓練は地震によって火災が発生し、エレベーターが停止したという設定で、非常階段を使って行われた。

この避難訓練中、実際には鳴らす予定のなかった非常ベルが、点検時の誤作動により鳴ってしまった。3～5階に営業所を構える雑貨の輸入販売会社の社員Aは、この非常ベルに驚き、あわてて階下へ降りようとした際に階段を踏み外し踊り場へ転落、右足首の捻挫と全身打撲を負ったものである。

### ■ 判断 ■

会社からの業務命令により就業時間中に避難訓練が行われたものであり、また、非常ベルは誤作動で鳴ってしまったが、誤作動とは知らない社員Aが危険を避けるため避難する行為は合理的な行動、すなわち業務付随行為であると認められるとして業務上と判断され、労災認定が下りた。

### ■ 解説 ■

避難訓練は非常時にとっさに適切な行動が取れるよう天災や事故に備えるための大切な訓練であり、特に最近ではさらなる社員の安全確保のため、災害マニュアルの見直しに取り組み実施している会社も多い。大抵は「避難訓練を実施するので参加すること」という業務命令によるものであるため、就業時間中の避難訓練での負傷は業務上として判断されることが多い。今回もまたしかりである。

しかし、実際に就業時間中に地震や火事といった災害が発生し負傷などした場合で

も全てが労災認定されるかということ、そうではない。労災認定では、業務遂行性と業務起因性という要件を満たしているかどうかを確認される。

通達では「労災保険における業務災害とは、労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められるものをいい、具現化したものと経験いわゆる天変地変による災害の場合にはたとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的に業務起因性は認められない」とあり、単に地震など天災事変が原因の負傷は業務上災害とならないこともある。天災事変は自然現象であり、業務には関係なく、いつでも発生しうる現象のためだ。

一方、危険を避けるため業務を中断し外へ避難することについては「業務付随行為」として業務上と認める判断をされる場合が多い。

これは地震や火事に限ったことでなく、ガス漏れなど事業施設に危険な事態が生じ、業務の継続が困難で危険を避けるため施設外へ避難する場合にも当てはまる。例えば社員Aが避難訓練でなく通常業務をしており、非常ベルが鳴ったことでとっさに取った避難行動により負傷した場合でも、業務付随行為として労災と認められる可能性が高い。ただし、他の労災判断時にも適用されるように、避難行為自体が私的行為、恣意的行為であると認められる場合は業務上とは判断されない。

このように自然災害による労災認定の判断はどのような状況下だったかということが、他の労災判断よりも難しく、時に厳しい（労災認定されない）場合もある。

だが、先の東日本大震災発生時には労災請求に対する業務上外等の判断は天変地変による災害について業務起因性がない



との予断をもって処理することのないように特に留意することの厚生労働省の事務連絡や、業務遂行中に地震や津波により建物が倒壊したことが原因で被災した場合は、作業方法や作業環境、事業場施設の状態などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化されたものとして、業務災害として差し支えないとされた。

さらに、具体的な事案として、事務所が土砂崩壊により埋没した場合、バスやトラック運転手の落石による被災や、高速道路崩壊により被災した場合などが挙げられている。

また、大規模な自然災害の場合は事業主の証明や医療担当者の証明が受けられない場合も多いが、その場合は各所の証明がなくとも本人（請求人）が記載し、証明が受けられない事情の付記（地震後に事業所が火災にあい事業主印が焼失し証明できないなど）すれば、申請を受理するように柔軟な対応が取られており、労災認定が幅広く行われたことがうかがえる。

どんな労災の場合でもそうだが、特に自然災害での労災申請時には、いつもより詳細な確認をしたうえで、早急に申請をすることが望ましいといえる。